

「令和8年度障害者短期離職防止促進事業業務」企画提案に関する質問書への回答

宮城県経済商工観光部雇用対策課

No.	質問	回答
1	<p>6業務内容 (1) 支援対象事業所の選定 企業を募集するにあたり、同年に宮城県で実施する「障害者雇用マッチング機械創出支援事業」及び「障害者就労連携構築・定着サポート事業」においても同じような条件で企業との関わりがあると思います。企業情報について相互連携を図ることは可能でしょうか。</p>	<p>・「令和8年度障害者短期離職防止促進事業業務」企画提案に関する仕様書6(1)の支援希望企業の募集をはじめとして、本業務を実施するにあたっては、同仕様書12(2)により、秘密の保持を規定しています。 ただし、事業を効果的に運用するため、受託者が宮城県と協議を行った上で、本業務及び「障害者雇用マッチング機会創出支援事業業務」、宮城県保健福祉部障害福祉課が実施する「障害者就労連携構築・定着サポート業務」の各受託者と宮城県とで、情報の取扱いに関する確認書の取り交わし等を行い、企業情報共有等の相互連携を図ることは可能です。</p>
2	<p>(5)優良な事例・取組のモデル化 県内企業に周知する方法として、ウェブページとありますが、ウェブページの運営自体は委託者が行い、受託者は必要な情報を提供するようなイメージでしょうか。</p>	<p>・「令和8年度障害者短期離職防止促進事業業務」企画提案に関する仕様書6(5)について、事例または取組をウェブページにより周知する場合、ウェブページの開設、運営及び管理は受託者が行う必要があります。</p>